

# 平成22年度 決算に関する説明資料 (追加)

|  |   |
|--|---|
| 平成22年度 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について ..... | 1 |
| 平成22年度 普通会計決算状況分析主要指標 .....            | 5 |
| (参考) 普通会計決算状況分析主要指標の見方 .....           | 6 |

## 平成 22 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

### 1. 健全化判断比率 [財政の早期健全化・再生に関する判断比率]

- 早期健全化基準を超える場合：自主的な改善努力による財政健全化（財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け）
- 財政再生基準を超える場合：国等の関与による確実な再生（財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債の起債の制限）

|          | 説 明                                    | 平成 22 年度決算に基づく<br>比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--|----------------------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | 「一般会計等」を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率         | —                    | 13.74%  | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | 「全会計」を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率 | —                    | 18.74%  | 35.00% |
| 実質公債費比率  | 「一般会計等」が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率 | 10.9%                | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 「一般会計等」が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率     | 68.1%                | 350.0%  | —      |

- ※「一般会計等」…角田市の場合は一般会計のみ対象
- ※「全会計」……角田市の場合は東根財産区特別会計を除く

### 2. 資金不足比率 [公営企業の経営健全化に関する判断比率]

- 経営健全化基準を超える場合：経営健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け

|        | 説 明                       | 会計区分         | 平成 22 年度決算に基づく比率 | 経営健全化基準 |
|--------|---------------------------|--------------|------------------|---------|
| 資金不足比率 | 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 | 水道事業会計       | —                | 20.0%   |
|        |                           | 地方卸売市場事業特別会計 | —                |         |
|        |                           | 公共下水道事業特別会計  | —                |         |
|        |                           | 農業集落排水事業特別会計 | —                |         |

## 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（平成 22 年度決算では実質赤字額はなし）

・ 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

・ 標準財政規模（標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常一般財源の額）

= 標準税収入額等 (3,697,812 千円) + 普通交付税 (3,616,534 千円) + 臨時財政対策債発行可能額 (705,426 千円)

= 8,019,772 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (A+B) - (C+D) \}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

（平成 22 年度決算では実質赤字額又は資金の不足額を生じた会計はなし）

A：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

B：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

C：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

D：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3カ年平均}$$

- 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
  - ・ 地方債の元利償還金：1,261,054 千円
  - ・ 準元利償還金 (①～⑤の合計額)：696,238 千円
    - ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合の 1 年当たりの元金償還金相当額 (なし)
    - ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの (448,917 千円)
    - ③ 組合・地方開発事業団 (組合等) への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの (140,003 千円)
    - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの (107,111 千円)
    - ⑤ 一時借入金の利子 (207 千円)
  - ・ 特定財源 (住宅使用料、都市計画税等)：193,529 千円
  - ・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：1,061,865 千円
- ※ 平成 22 年度の単年度の実質公債費比率は、上記の算式により 10.08777 になるが、平成 20、21 年度の単年度の比率はそれぞれ 11.70118、11.12819 となっているので、3 カ年平均は 10.9 になる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

○ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・ 将来負担額 (①～⑧の合計額) : 24, 554, 047 千円

① 一般会計等の地方債現在高 (10, 508, 360 千円)

② 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの) (210, 770 千円)

③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額 (9, 641, 254 千円)

④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 (1, 688, 176 千円)

⑤ 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額 (2, 505, 487 千円)

⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額及び公的信用保証に係る損失補償見込額 (なし)

⑦ 連結実質赤字額 (なし)

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 (なし)

・ 充当可能基金額 : 2, 665, 744 千円

・ 特定財源見込額 (住宅使用料、都市計画税等) : 3, 039, 286 千円

・ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 : 14, 107, 990 千円

・ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : 1, 061, 865 千円

|        |   |                                      |
|--------|---|--------------------------------------|
| 資金不足比率 | = | $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ |
|--------|---|--------------------------------------|

○ 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(平成 22 年度決算では、いずれの会計も資金の不足額はなし)

資金の不足額 : 一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額

事業の規模 : 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

## 平成22年度 普通会計決算状況分析主要指標

角田市における主要指標の推移(10か年)

| 項目<br>年度 | 財政力   | 実質収支 | 経常一般  | 経常収支 | 義務的経費 | 投資的経費 | 起債制限 | 財 調   | 積立金   | 地 方 債 | 実質赤字 | 連結実質 | 実質公債費 | 将来負担  |
|----------|-------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|
|          | 指 数   | 比 率  | 財源比率  | 比 率  | 比 率   | 比 率   | 比 率  | 現在高比率 | 現在高比率 | 現在高比率 | 比 率  | 赤字比率 | 比 率   | 比 率   |
| 13       | 0.461 | 4.2  | 98.9  | 87.0 | 38.9  | 24.0  | 11.3 | 12.0  | 24.4  | 144.2 |      |      |       |       |
| 14       | 0.471 | 4.0  | 98.0  | 89.8 | 44.6  | 12.3  | 11.2 | 12.8  | 25.8  | 146.7 |      |      |       |       |
| 15       | 0.484 | 4.9  | 99.0  | 88.8 | 46.9  | 7.8   | 10.6 | 15.3  | 28.4  | 149.8 |      |      |       |       |
| 16       | 0.485 | 6.9  | 101.1 | 89.8 | 44.9  | 7.6   | 10.1 | 17.9  | 30.2  | 145.3 |      |      |       |       |
| 17       | 0.482 | 5.8  | 102.9 | 90.7 | 46.4  | 10.4  | 9.4  | 21.1  | 32.9  | 138.6 |      |      | 18.6  |       |
| 18       | 0.498 | 5.5  | 100.4 | 93.8 | 46.0  | 11.0  | 9.0  | 20.3  | 31.2  | 138.2 |      |      | 17.4  |       |
| 19       | 0.526 | 3.9  | 97.1  | 95.1 | 44.7  | 11.0  | 8.5  | 19.5  | 30.4  | 143.0 | -    | -    | 12.5  | 147.6 |
| 20       | 0.539 | 4.0  | 94.8  | 94.0 | 43.1  | 16.5  | 8.6  | 18.2  | 28.2  | 141.2 | -    | -    | 11.6  | 107.2 |
| 21       | 0.521 | 2.9  | 94.7  | 91.6 | 41.7  | 9.5   | 8.9  | 20.3  | 30.0  | 135.3 | -    | -    | 10.7  | 83.8  |
| 22       | 0.482 | 5.7  | 93.4  | 87.9 | 43.0  | 16.1  | 9.1  | 21.0  | 31.5  | 129.2 | -    | -    | 10.9  | 68.1  |

※1 実質収支比率は、平成19年度から計算方法が変更となりました。

※2 実質赤字比率及び連結赤字比率は、いずれも赤字でないことから「-」と表記しております。

※3 実質公債費比率は、平成19年度より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、算定方法が変更となりました。

## ～普通会計決算状況分析主要指標の見方～

- 1 財政力指数**……基準財政収入額／基準財政需要額で表され、この数値が1に近く、あるいは超える程財政力が強いとみることができる。3か年平均の数値。
- 2 実質収支比率**……基準財政規模に対する実質収支の割合である。通常この比率は経験的にみて3～5％程度が望ましいとされている。  
(算式:H19決算から)〔実質収支額／基準財政規模×100〕
- 3 経常一般財源比率**……毎年度経常的に収入され、かつ自由にその用途を決定することのできる財源の基準財政規模に対する割合である。この比率が高い程財政運営は弾力的であるといえる。  
(算式)(経常一般財源収入額／基準財政規模)×100
- 4 経常収支比率**……財政構造の弾力性をみるうえで最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に、税、交付税等を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあっては80%、町村にあっては75%を越えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。  
(算式)(歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源／歳入総額のうち広義の経常的一般財源)×100
- 5 義務的経費比率**……歳出総額に対する義務的経費の割合である。  
(算式)[(人件費+扶助費+公債費)／歳出総額]×100
- 6 投資的経費比率**……歳出総額に対する投資的経費の割合である。  
(算式)[(普通建設事業費+災害復旧事業費+失業対策事業費)／歳出総額]×100
- 7 起債制限比率**……平成17年度までの地方債の許可制限に係る指標であり、算式による過去3ヶ年の平均をいう。原則として、この比率が20%以上になると一部の起債が許可されず、30%以上になると一般事業債が許可されなくなる。  
(算式)[(公債費充当一般財源等額(繰上償還等を除く)+債務負担行為の財源の一般財源等のうちPFI事業における債務負担行為に係るもの-災害復旧費等に係る基準財政需要額-事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費)／(基準財政規模+臨時財政対策債発行可能額-災害復旧費等に係る基準財政需要額-事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費)]×100
- 8 財調・積立金現在高比率**……基準財政規模に対する財政調整基金・積立金(財政調整基金+減債基金+特定目的金)現在高の割合である。この比率が高い程将来に対する蓄えが大であるということがいえる。  
(算式)(財政調整基金(積立金)年度末現在高／基準財政規模)×100
- 9 地方債現在高比率**……歳入一般財源に対する地方債現在高の割合である。  
(算式)(地方債年度末現在高／狭義の一般財源)×100
- 10 実質赤字・連結赤字比率**……一般会計等(連結赤字比率:特別会計等の全会計を含む)を対象とした実質赤字(連結赤字比率:実質赤字又は資金不足額)の基準財政規模に対する比率。
- 11 実質公債費比率**……一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の基準財政規模に対する比率(以前の地方債発行の指標であった「起債制限比率」から、平成18年度以降下水道など公営企業債の返済に充てられた繰出金なども債務として算定し、この比率が18%以上になると地方債の発行は協議制ではなく、これまでと同じ許可制となる。3か年平均の数値。)
- 12 将来負担比率**……一般会計等において、今後、将来負担すべき実質的な負債の基準財政規模に対する割合である。
- 《注》**標準税収入額**……(基準財政収入額-地方譲与税-交通安全対策特別交付金)×100／75+地方譲与税+交通安全対策特別交付金
- 標準財政規模**……その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいう。(標準税収入額+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額)
- 狭義の一般財源**……市町村税(目的税、交付金を含む)、地方譲与税、地方消費税交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方交付税、ゴルフ場利用税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金の合算額。